

(公表用)

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針
～当面5年間（R6～R10）の考え方～

別海町

本町の森林は総面積の約29%を占める38,793ヘクタールで、その内一般民有林（私有林等）は19,056ヘクタールと町内の森林面積の約半分を占める重要な役割を担っています。

本町では、これまで国や道の森林整備事業予算や町単独予算などを活用し、一般民有林における多面的機能の持続的な発揮に向け、森林整備を進めてきましたが、木材価格の低迷などによる森林所有者の経営意欲の低下や、森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林が増加しています。

また、林業全般における昨今の担い手不足や高齢化による労働力の低下については、町内における森林が持つ公益的機能を持続するあたり、深刻な影響を与えるものと懸念されるところです。

このことから本町では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

1 河畔林整備の実施

本町の基幹産業である酪農業及び水産業をつなぐ河川環境を良好に保持するため、計画的に河畔林整備の造成や整備を実施します。

2 森林整備の促進

本町における一般民有林は、6割の所有者（面積）が森林経営計画を策定し、公共補助事業や町単独補助事業を活用するなど計画的に森林整備を進めているところですが、一定期間、整備が行き届いていない森林については、森林経営管理法に基づく意向調査を実施し、その結果から今後の経営管理を町や業者に委ねたいとした

森林について現地踏査を実施し、整備が必要な森林については、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画を策定するなど、適切な森林整備を計画的に実施し森林機能の回復に努めます。

3 人材育成・担い手確保

本町では、北海道林業事業体登録制度に登録している事業者は2社ありますが、就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にあります。

このため、地域の関係者と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、労働環境の改善など、林業就業の安定と人材確保に向けた取組を進めます。

また、森林整備においては、造林や下刈作業が最も過酷な労働であることから、作業の軽労化及び省力化を図るなど、労働環境の改善及び林業事業体における組織的な体力アップを支援することで、本町における森林環境の維持存続に努めます。

4 木材利用の促進

町内における人工林資源の多くが利用期を迎える中、町内には製材工場がなく、伐採木の大半が近隣の市町村へ出荷されています。

このため、町内産木材の付加価値向上を図るため、町内の公共施設や民間施設の木造化・木質化を進めるとともに、林地未利用材の効率的な利活用を進め、木質バイオマスの利用を促進します。

5 普及啓発

森林の有する多面的機能の果たす役割や適切な森林整備の必要性などについて、「大気と森と川と海はひとつ」をスローガンに、例年実施している別海町植樹祭及び実のなる木植栽事業を継続し、子供を含め、町民が森林環境教育や植樹活動を通して交流する機会をつくります。